

様

あなたに対する介護老人保健施設赤城苑（以下「赤城苑」という。）が行う介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第5条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第119条・第8条及び第155条・第125条の規定により、次のとおり説明します。

この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

説明者 支援相談員 田村 隆宏

1 事業者の概要

運 営 主 体	医療法人 群馬会		
所 在 地	〒370-3516 群馬県高崎市稲荷台町 136 番地		
代 表 者 職 氏 名	理事長 村山 昌暢		
事 業 所 名	介護老人保健施設 赤城苑	(ユニット型)	
介護保険事業所番号	1052080031	(1050880051)	
管 理 者	施設長 村山 昌暢		
連 絡 先	電話番号 0279-60-3030 FAX 番号 0279-56-4400		

2 施設の概要等

敷 地 面 積	8,114.42 m ²	一 般 棟	1 人部屋 14 室
延 床 面 積	4,886.50 m ²		4 人部屋 16 室
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造	専 門 棟	1 人部屋 20 室
	3階建	ユ ニ ッ ト 棟	1 人部屋 20 室

3 利用定員

施設入所（（介護予防）短期入所療養介護を含む）	50 名
ユニット型施設入所（ユニット型（介護予防）短期入所療養介護を含む）	20 名
通所（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション）	30 名

4 施設・事業の目的及び運営の方針

①目的

- (1) 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生

活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。

- (2) 指定短期入所療養介護事業・指定介護予防短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、及び要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業・指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことを目的とします。

②運営の方針

- (1) 赤城苑は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護及び通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供します。
- (2) 赤城苑は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- (3) 赤城苑は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、地域包括支援センター、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
- (4) 赤城苑の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。

5 職員体制

運営規定別表第1のとおりです。

6 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 月曜から土曜（ただし、12月30日から1月3までを除く。）

営業時間 午前9時30分から午後3時50分まで。ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

7 施設サービス等の内容

約款別紙2（サービスの内容）のとおりです。

8 利用料等の額

運営規程別表第2のとおりです。

9 事故発生時の対応

- ① 赤城苑は、事故発生時の対応のシステムについて、赤城苑リスク管理委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 赤城苑は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡をします。
また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告をすることとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
事故に至らない出来事（インシデント）についても、同様とします。
- ④ 赤城苑は、施設サービス等の提供により赤城苑の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行ないます。
また、利用者の責めに帰すべき事由によって赤城苑が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

10 要望及び苦情処理の体制

- ① 赤城苑は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の受付責任者は支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、赤城苑リスク管理委員会で定めます。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、事務所受け窓口に「ご意見箱」を設置します。